

商店街振興組合定款参考例 新旧対照表

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>(議決権及び選挙権)</p> <p>第 11 条 組合員は、各 1 個の議決権及び役員の選挙権を有する。</p> <p>2 組合員は、第 36 条第 1 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、組合員が署名若しくは記名押印した書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。</p> <p>3 前項の規定により議決権又は選挙権を行使する者は、出席者とみなす。</p> <p>4 代理人は、5 人以上の組合員を代理することができない。</p> <p>5 組合員は、第 2 項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。</p> <p>6 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて代理権を電磁的方法により証明することができる。</p> <p>7 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める。(以下同じ。)</p> <p>(注) 役員の選出について、選任の方法を<u>採</u>る組合にあっては、本条見出し中の「及び選挙権」、第 1 項中の「及び役員の選挙権」並びに第 2 項中及び第 3 項中の「又は選挙権」を削除すること。</p>	<p>(略)</p> <p>(議決権及び選挙権)</p> <p>第 11 条 組合員は、各 1 個の議決権及び役員の選挙権を有する。</p> <p>2 組合員は、第 36 条第 1 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、組合員が署名若しくは記名押印した書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。</p> <p>3 前項の規定により議決権又は選挙権を行使する者は、出席者とみなす。</p> <p>4 代理人は、5 人以上の組合員を代理することができない。</p> <p>5 組合員は、第 2 項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。</p> <p>6 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて代理権を電磁的方法により証明することができる。</p> <p>7 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める。(以下同じ。)</p> <p>(注) 役員の選出について、選任の方法を<u>と</u>る組合にあっては、本条第 1 項中の「及び役員の選挙権」を削除すること。</p>
<p>(役員)</p> <p>第 24 条 本組合に次の役員を置く。</p>	<p>(役員)</p> <p>第 24 条 本組合に次の役員を置く。</p>

改正案	現行
<p>(1) 理事 ○人以上○人以内</p> <p>(2) 監事 ○人以上○人以内</p> <p>2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とし、理事会において選任する。</p> <p>3 理事のうち少なくとも○人は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。</p> <p>4 <u>監事のうち1人以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。</u></p> <p>(1) <u>組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。</u></p> <p>(2) <u>その就任の前5年間本組合理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかったこと。</u></p> <p>(3) <u>本組合理事又は本組合に代わってその事業に関する一切の裁判上若しくは裁判外の行為をする権限を有する使用人その他の重要な使用人の配偶者又は2親等内の親族以外の者であること。</u></p> <p>(注1) 役員の定数は、単に「○人以上」又は「○人以内」と記載しないこと</p> <p>(注2) 定数の上限と下限の幅はできるだけ少なくすること。</p> <p>(注3) 定数の上限と下限の差が<u>1人</u>のときは「○人又は○人」と記載すること。</p> <p>(注4) 副理事長を2人以上置く場合にあっては、「1人を副理事長」とあるのは「○人を副理事長」と書き替えること。</p> <p>(注5) 副理事長制をとる組合にあっては、第2項を次のように記載すること。</p> <p>2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選任する。</p> <p>(注6) 員外理事の員数は、第1項に定める理事の定数の下限の3分の1以内において、適宜確定数を記載すること。</p>	<p>(1) 理事 ○人以上○人以内</p> <p>(2) 監事 ○人以上○人以内</p> <p>2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とし、理事会において選任する。</p> <p>3 理事のうち少なくとも○人は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。</p> <p>4 <u>監事のうち1名以上は、組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であって、その就任の前5年間本組合理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役員若しくは使用人でなかった者でなければならない。</u></p> <p>(注1) 役員の定数は、単に「○人以上」又は「○人以内」と記載しないこと</p> <p>(注2) 定数の上限と下限の幅はできるだけ少なくすること。</p> <p>(注3) 定数の上限と下限の差が<u>1名</u>のときは「○人又は○人」と記載すること。</p> <p>(注4) 副理事長を2人以上置く場合にあっては、「1人を副理事長」とあるのは「○人を副理事長」と書き替えること。</p> <p>(注5) 副理事長制をとる組合にあっては、第2項を次のように記載すること。</p> <p>2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選任する。</p> <p>(注6) 員外理事の員数は、第1項に定める理事の定数の下限の3分の1以内において、適宜確定数を記載すること。</p>

改正案	現行
<p>(注7) 第4項の規定は、組合員数が事業年度の開始時点で千人を超える組合では、監事のうち、1人以上は員外監事を選任することを義務付けられていること及びこの場合の員外監事の内容が法で限定されていることを前提とした規定である。したがって、組合員数が千人を超える可能性が低い場合は規定する必要がない。</p> <p>(注8) 員外理事を認めない組合にあっては、第3項を次のように記載すること。</p> <p>3 理事は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。</p>	<p>(注7) 第4項の規定は、組合員数が事業年度の開始時点で千人を超える組合では、監事のうち、1人以上は員外監事を選任することを義務付けられていること及びこの場合の員外監事の内容が法で限定されていることを前提とした規定である。したがって、組合員数が千人を超える可能性が低い場合は規定する必要がない。</p> <p>(注8) 員外理事を認めない組合にあっては、第3項を次のように記載すること。</p> <p>3 理事は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(員外理事及び監事との責任限定契約)</p> <p>第32条 本組合は、員外理事及び監事と法第51条第9項において準用する会社法第427条の規定に基づく責任限定契約を締結することができる。</p> <p>2 前項に基づき締結される責任限定契約に記載することができる額は〇〇円以内とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(員外理事及び員外監事との責任限定契約)</p> <p>第32条 本組合は、員外理事及び員外監事と法第51条第9項において準用する会社法第427条の規定に基づく責任限定契約を締結することができる。</p> <p>2 前項に基づき締結される責任限定契約に記載することができる額は〇〇円以内とする。</p> <p>(略)</p>